

風力発電に係る環境影響評価における低周波音の取扱いについて

平成 24 年 5 月 8 日
原子力安全・保安院
電力安全課 環境審査班

風力発電設備の環境影響評価における低周波音については、現在環境基準はありませんが、以下の理由等により、遅滞なく審査することが可能です。

環境影響評価法の基本的事項¹において、「評価は事業者により実行可能な範囲内で回避され、または低減されているものであるか否かについての事業者の見解を明らかにすることにより行うものとする」とあり、その次に「環境要素に関する環境の保全の観点からの基準または目標が示されている場合は、これらとの整合性が図られているか否かについても検討するものとする」とあります。

つまり、環境影響評価法においては、環境基準の有無にかかわらず、まずは事業者により実行可能な範囲内で回避され、または低減されているかどうかを評価することになっています。

また、環境省では、平成 22 年度より、風力発電施設から発生する騒音・低周波音の実態把握、周辺住民を対象とした社会反応調査、被験者実験による聴感反応調査等を進めており、この調査をもとに、基準の必要性も含めて、適切な対応について検討を行うこととしています。

さらに、平成 9 年の環境影響評価法施行後に環境影響評価を実施した火力発電所のうち 9 件について低周波音が環境影響評価の項目として選定がされておりますが、これらについても「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年 10 月、環境庁）に基づき評価を行っており、遅滞なく審査が終了しております。

以 上

¹ 環境影響評価法第四条第九項の規定により主務大臣及び国土交通大臣が定めるべき基準並びに同法第十一条第三項及び第十二条第二項の規定により主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項（平成九年環境庁告示第八十七号）